時事新報

明治十九年一月廿一日　木曜日
舊乙酉十二月十七日（辛、己）
日出午前七時九分　日入午後五時十五分
月出午後六時三十三分　月入午前七時二十五分
滿潮午前五時五十九分　午後六時二十四分
（西曆一千八百八十六年）

時事新報定價
一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲クル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ無遞送料ニテ配達致候（但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ）
東京　横濱　横須賀　從神奈川至小田原驛　函根七湯　大坂
京都　大津　神戸　尾ノ道　福山　笠岡　岡山　廣島
和歌山　德島　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豐橋
四日市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ巻
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ケ谷　粕壁　杉戸　幸手　久喜　關宿　千葉　登戸
[illegible]川　佐倉　東金　市川　八幡　船橋
其他同地方驛遞官ノ郵所ハ同シク遞送料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上三十日迄	卅一日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	六錢四厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五	五錢六厘
自卅一行至五十行	八錢	六錢五厘	五錢八五	五錢五厘	五錢二厘
五十行以上	七錢	六錢	五錢四厘	五錢一厘	四錢八厘

時事新報

支那人の英斷

世界に國を建つる者少からず此建國ハ中に就き當時我日本と多少の關係を有そる者二十箇國に下らずして其二十箇國の中に就き最も緊要の關係を有そる者は僅かに支那、朝鮮、英吉利、佛蘭西、日耳曼、魯西亞、北米合衆國等の數國に過ぎず而して此數國中我々日本人が掛念注意の最も周密なるを要する者ハ支那國の上に出るものなかるべし他の諸國との交際支那に比して親密ならざるにはあらず　の諸國との貿易支那に比して僅少なるにはあらず他の諸國の兵力支那に比して弱きにはあらず人民少なきにあらず交通の道遠隔なるにあらず尋常の交際上より論ずれバ他の諸國中支那の上位に立つべきもの固より一二にして止まらざるべしといへども今我々日本人が特に支那國に注意を要するの理由は其兵力の强きにあらず其貿易の大切なるにあらず唯其政府國人の擧動の一種變則にして測るべからざるものあるがゆゑなり英佛日耳曼其兵力强からざるにあらず其志望大ならざるにあらずこれを友として親むべくまたこれを敵として踈んずべからずといへども其友となり敵となるに拘はらず我々日本人の心を以て英佛日耳曼國人等の擧動を察そるに大抵其心の在る所を知るに難からず其擧動を見て其心を知り其心を察して其擧動を期すると得るがゆゑに隨てこれに應ずるの工風を求むるも亦左まで難きにあらず然るに彼の支那人ハこれに反し我々日本人の心を以て其心を察知すること先づ第一の困難事にして隨て其進退動作の如何を豫期せんとすれども迚も我々の窺ひ得べき事柄にあらず我々が傍觀者の地位に居りながら猶ほ且つ竊かに爲めに心痛憂苦する事柄にても其當局の支那國人は恬として省せず寧ろ以て憂と爲さゞるが如きこともあり或は斯る危險の方向に進行してハ擧動必ず救ふべからざる困難に陷るべきにと傍觀者をして手に汗を握らしむる事柄にても其當局の支那國人は坦蕩平々安全無事の方向に進行そるものゝ如くして威と得べ信をおき國の富强を謀るにはこれに越す妙策なしと信じて疑はざるが如きこともあり斯る一種の變則國にして加ふるに其兵力財力亦以て四隣に臨むに足るもののありとそれバ其地位近密にして往來關係の複雜なる我日本國人が支那國人の擧動と掛念注意するの周到あるべきて自然の道理にして存慮意向の端倪そべからざる人程世に薄氣味の惡き者となしと知るべきあり

過般支那政府は英國ロンドンに於て五千萬ポンド（二億五千萬圓）の公債を募るとの風說あり其後未だ此風說の眞僞如何を知るに及ばざる際今又ロンドンより電報に報ずる所に依れば日耳曼の有力ある金融周旋商の代理人は鉄道布設軍備擴張の資金として三千五百萬ポンド（一億七千五百萬圓）の公債募集に應ずる約束を爲すが爲めに支那に向て出發せんとせりといへり近來支那政府にて鐵道布設軍備擴張の議あるは世に隱れもあき事實にして新に海軍省を設け所々の電線と延長したるあどは漸く既に實施の端緒を示したるものにてもあらん此際又最も日本人の注意と喚びたるは直隷總督北洋通商大臣李鴻章の配下に屬そる有名の招商局にて今回新に日本支那諸港間に汽船の定期航路を開き其第一番船海定號は長崎神戸を經て去十四日正に横濱に入港せたるの一事なり招商局にては其持船を日本へ廻はすと同時に北洋通商大臣の許可を經て新に三十萬ポンド（百五十萬圓）の私債を募集するあとに決し香港上海銀行に依賴して新聞紙等に廣告して既に其募集に着手しり抑も招商局が今回日本海の航路に手を出したるは遺利の甚だ多きを見て之を拾むんとれ考あるか將又一時の損益を顧みず廣く永遠に商賣上政治上の支那の諸利益を目的として之を今日に斷行したる者か我輩未だ其眞意の在る所を窺ひ知る能はずといへども然れども如何に支那政府は保護汽船會社なきはとて目下日本海には日本郵船會社と唱ふる日本政府の厚き保護を受けたる大會社ありて夥多の汽船を所持し海上の全權と掌握して支那地方にまでも其航海線路を運はしめるとの事實はヨモ知らざることはあるまじ又斯ばかり全權の大會社なれども何故の收入支出相償はず過般多數の役員と逐出たる上に三菱共同競爭の止みたる今日は海運專權の姿となりて船客荷物の取扱にも心配少なくして費用も減じ其細あるは出船の廣告をさへも廢して費用を省き一切萬事ハに[illegible]の節約すれども到底日本政府に向て餘程の迷惑と[illegible]れば本年の總勘定に其株金に八分の配當金を[illegible]束あしとの內情も亦ヨモ探り知らざるあとはあるまじ斯る[illegible]實も內情も承知したる上からは已が權合の事業に[illegible]利のあるべからざるは明白なるに招商局が李鴻章の許可と受けて百五十萬圓は金を借入れ其持船と日本海に通航せしめたりとありては我輩實に其英斷に驚かざるを得ざるあり招商局にして旣に斯る英斷ある以上は必ずしも其航路を上海、長崎、神戸、横濱等に限ると要せず或は香港、台灣琉球、長崎などいふやうの線路に一線を加ふるあとも例の變則流にあきとも云ふ可らず果しく斯る場合ともならば西海ハ實に多事なるべしと云はざるを得ず斯くて彼れロンドン電報の報ずる如く支那政府が外債に由りて新に二億圓の資金を得て大に鉄道を布き大に軍艦を造り大に兵士を訓練して以て大に富を內國に作り大に威權と四隣に振ふこともならば支那人ハ定めて得意なるべけれども他に迷惑を蒙る者は必ず澤山に生ずるあとあらん我輩が特に今日に掛念する所あり

官報

○達丙第一號　大審院　裁判所　警視廳　府縣
司法省中從前ノ局課ヲ廢シ官房總務局民事局刑事局會計課書記課記錄課翻譯課ヲ置ク
右相達ス
明治十九年一月二十日　司法大臣伯爵山田顯義

○達第六號　府　縣
當省國債局大坂出張所本月二十日限リ廢止ス
明治十九年一月二十日　大藏大臣伯爵松方正義

○敍任　明治十九年一月十九日
任二等警視　內務少書記官從六位　村上楯朝

○敍任　明治十九年一月十六日
任大藏權大書記官　二等主稅官兼農商務權大書記官正六位　鈴木利亨
任大藏少書記官　三等主稅官從六位　横瀨文彥
任三等主稅官　大藏少書記官從六位　小山正武
任大藏權少書記官　四等主稅官從七位　澤原源太郎
仝　駒井重格
仝　中隈敬藏
任四等主稅官　金子彌平
仝　是恒眞楫
仝　野尻邦基
任大藏四等技師　篠崎政恭

○辭令
依願免本官（同）　非職內務權少書記官　增井以忠
仝　島山重明
仝　淺井新一
仝　後藤敬臣
仝　一坂俊太郎
仝　岩野新平
（各通）
非職內務省御用掛　小林一知
仝　八木雁
仝　緒方重三郎
仝　渡邊高久
仝　中村精男
仝　和田雄次
仝　河田景雄
仝　大谷順三
仝　小島龍太郎
（各通）
依願御用掛被免（一月十九日內務省）
主計局長心得被仰付（一月十六日大藏省）　大藏大書記官　渡邊國武
出納局長心得被仰付（同）　大藏權大書記官　松尾臣善
國債局長心得被仰付（同）　仝　田尻稻次郎
金庫局長心得被仰付（同）　大藏大書記官　與倉守人
會計局長心得被仰付（同）　大藏權少書記官　山本豐藏
往復課長心得被仰付（同）　大藏權大書記官　浦春暉
報告課長心得被仰付（同）　大藏少書記官　盧高朗
備荒儲蓄課長心得被仰付（同）　大藏權大書記官鈴木利亨
監督課長心得被仰付（同）　大藏少書記官　吉田市十郎
整理課長心得兼務被仰付（同）　大藏權大書記官鈴木利亨
日本鐵道會社會計監査官被免（同）　仝　成川尙義
日本鐵道會社會計監督官被仰付（同）　大藏少書記官　吉田市十郎
但日本郵船會社會計監査官如故

○通貨ノ事歷（前號ノ續）

百四十三	福岡	同	五〇四、二四五、一七二
百四十四	福井	銀行 札	六三五、八五二、五三三
百四十五	福山	銀 札	三九二、一七二、三〇四
百四十六	福知山	銀 札	二六、七二六、〇七五
百四十七	府內	銀 札	六九、九〇七、二七三
百四十八	福江	銀 札	二二、三〇一、五六九
百四十九	郡山	同	一二八、六五九、五二一
百五十	古河	銀 札	二、四三二、六八六
百五十一	學壽	銀 札	二、六四〇、〇〇〇

百五十二	小
百五十三	小
百五十四	拡
百五十五	小
百五十六	秋
百五十七	明
百五十八	秋
百五十九	尼
百六十	安
百六十一	足
百六十二	赤
百六十三	綾
百六十四	足
百六十五	麻
百六十六	安
百六十七	淺
百六十八	佐
百六十九	篠
百七十	鯖
百七十一	三
百七十二	西
百七十三	佐土
百七十四	佐
百七十五	岸和
百七十六	菊
百七十七	杵
百七十八	濟
百七十九	濟
百八十	結
百八十一	湯長
百八十二	宮
百八十三	壬
百八十四	水
百八十五	三日
百八十六	三上改
百八十七	峯
百八十八	三
百八十九	三
百九十	島
百九十一	新
百九十二	下
百九十三	芝
百九十四	椎
百九十五	廣
百九十六	彥
百九十七	姬
百九十八	弘
百九十九	平
二百	廣
二百一	日
二百二	八
二百三	森
二百四	母
二百五	仙
二百六	膳
二百七	關
二百八	須
二百九	
二百十	

審札合

雜

○衛生史編纂の中[illegible]生史の編纂に着手[illegible]成りたるよしの處[illegible]そるとになりさり[illegible]

○電線架設　遞信[illegible]直線電信と架設す[illegible]

○東洋の小ロビン[illegible]此の編は北辰舍々[illegible]のロックアイラン[illegible]たる話しあるとと之[illegible]れなるに付え即ち[illegible]掲ぐ